

## 監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により令和3年4月27日理事より提出された令和2年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分(案)の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

令和3年6月8日

山口県農業共済組合

代表 監 事 安田 憲生

監 事 新久保克己

監 事 杉山 泰啓